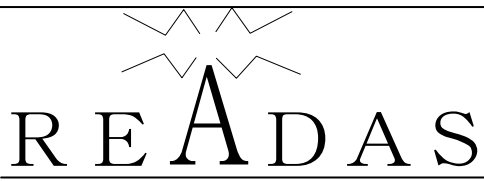


第 4277 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 7月 7日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 平成 23 年消費税改正

**Q**：今年度の税制改正が一部決まったようですが、消費税はどのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

#### ①免税事業者の要件

免税事業者の要件が見直されました。

(イ) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、その事業年度に係る次の特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるときは、免税事業者になれない。

A. 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間

B. 前事業年度(7月以下等のもの(Cにおいて短期事業年度)を除く)開始の日以後6月の期間

C. 短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度(その事業年度の基準期間に含まれるもの等を除く)開始の日以後6月の期間(その前々事業年度が6月以下の場合には、その前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間)

(ロ) (イ)の課税売上高の金額に代えて、特定期間中の給与等の金額を用いることができる。

※この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年又事業年度に適用される。

#### ②仕入税額控除

課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年未満の場合は年換算)超の事業者は、課税売上割合が95%以上であっても、課税仕入れ等の税額の全額を控除することができない。

※適用は、来年4月以後開始課税期間から

